

建設業許可・経営事項審査

電子申請の手引き

兵庫県土木部契約管理課

令和6年4月

## 「建設業許可・経営事項審査電子申請の手引き」について

この手引は、建設業法に基づく建設業許可申請、変更届及び経営事項審査請求等の兵庫県知事への電子申請の説明を記載しています。

許可要件や確認資料については書面申請と同様ですので「建設業許可申請等の手引き(令和5年1月改訂)」又は「経営事項審査申請要領(令和5年1月改訂)」を併せてご確認ください、電子申請を行ってください。

### 【建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP)】

#### ○JCIP トップページ

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

### 【書面申請用手引き】

#### ○「建設業許可申請等の手引き(令和6年4月改訂)」

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/keiyakukanri/documents/tebiki\\_1.pdf](https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/keiyakukanri/documents/tebiki_1.pdf)

#### ○経営事項審査申請要領(令和5年1月改訂)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/keiyakukanri/documents/keisin.pdf>

### 【建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP) マニュアル (申請者向け)】

#### ○国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001585819.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001585819.pdf)

### 【申請者向けシステム説明動画】

申請者に向けて、説明動画が国土交通省より公開されています。

(基本編) <https://youtu.be/K9hfkCJOuoc>

(操作編) <https://youtu.be/oRipaKjtC7M>

(代理申請編) [https://youtu.be/HcJ5\\_FhgyR4](https://youtu.be/HcJ5_FhgyR4)

### 【電子申請システムの利用】

電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。詳細はデジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご確認ください。

#### ○GビズID概要(デジタル庁)

<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>

#### ○G B i z I D トップ (デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

# 目 次

	ページ
1 電子申請の概要	1
(1) 電子申請ができる手続	1
(2) 電子申請ができない手続	1
(3) 電子申請の開始時期	1
2 要件・確認資料等	1
(1) 建設業許可	1
(2) 経営事項審査	2
3 電子申請の流れ	2
(1) 建設業許可申請手続	2
(2) 経営事項審査手続	2
4 申請手数料	3
(1) 建設業許可	3
(2) 経営事項審査	4
(3) 電子申請による手数料の納付方法	5
5 申請の取り下げ	5
6 厳正な審査の実施	4
7 申請内容、確認書類などに関するお問い合わせ先	4
8 電子申請システムの入力などのお問い合わせ先	5

## 1 電子申請の概要

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」は、現行の書面による申請と併用して行うもので、書面又は電子のどちらかで申請が行えます。

電子申請は、申請ができる手続とできない手続がありますのでご注意ください。

### (1) 電子申請ができる手続

- ① 建設業許可申請(新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新)
- ② 変更届(事業年度終了届出書含む。)
- ③ 廃業届
- ④ 経営事項審査申請

### (2) 電子申請ができない手続

#### ① 建設業許可

ア 建設業認可申請(事業承継(譲渡及び譲受、合併、分割、相続))

イ 更新申請する許可の有効期間満了日から 30 日未満の申請(有効期間の 30 日前までに申請ができなかった場合は申請窓口にご相談ください。)

ウ 業種追加+更新、般・特新規+更新、般・特新規+業種追加+更新は、更新申請する許可のうち最も古い許可の有効期間満了日から 45 日未満の申請(有効期間の 45 日前までに申請ができなかった場合は、業種追加等と更新を個別に申請してください。)

エ 兵庫県知事許可に係る建設業許可証明は書面により申請してください。なお、電子申請された場合は取り下げを行っていただきます。

#### ② 経営事項審査

ア 特殊な事例(事業承継(譲渡及び譲受、合併、分割、相続))の申請

イ 申請に基づいて受領した結果通知の内容が申請内容と一致していない場合

ウ 申請内容が明らかに客観的事実に反していた場合(「客観的事実」とは申請者の判断によるものでない場合であり、申請時点で選択可能なもの(対象建設業、完成工事高業種間積み上げ等)は該当しない。)

### (3) 電子申請の開始時期

電子申請は令和6年4月22日(月曜日)から開始します。電子申請システムのメンテナンス等を行っている期間以外は申請等が行えます。

## 2 要件・確認資料等

### (1) 建設業許可

電子申請についても、経營業務の管理責任者や専任技術者等の許可要件は、書面申請と変更ありませんので、「建設業許可申請等の手引き(令和6年4月改訂)」をご確認ください。確認資料は書面申請用と同様のものを PDF 化して添付してください。

※確認資料が大量で PDF 化が難しい場合は、確認書類の提出方法について所管土木事務所と協議してください。

## (2) 経営事項審査

電子申請についても、書面申請と入力項目の変更はありませんので、「経営事項審査要領(令和5年1月改訂)」をご確認ください。確認資料は書面申請用と同様のものをPDF化して添付してください。

※確認資料が大量でPDF化が難しい場合は、確認書類の提出方法について所管土木事務所と協議してください。

## 3 電子申請の流れ

### (1) 建設業許可申請手続き

- ① 申請システムの入力、確認書類の添付(申請者)
- ② 許可申請(申請者→兵庫県)
- ③ 申請書類の受付、手数料納入の指示(兵庫県)
- ④ 許可申請手数料の納付、電子納付番号を連絡(申請者)
- ⑤ 手数料の納付確認後、申請書類の審査(兵庫県)
- (⑥ 申請書類の不備等による補正指導(兵庫県→申請者))
- ⑦ 許可・許可通知書の送付(書面又は電子証明書)

※ 申請の受付(申請日)から許可までの標準的な処理期間は、書類申請と同様の概ね30日間(土日・祝日除く)です。ただし、申請内容の不備や補正等に要する期間は含まれません。

### (2) 経営事項審査手続き

- ① 経営状況分析の申請・結果(申請者⇔登録経営状況分析機関)
- ② 申請システムの入力、確認書類の添付(申請者)
- ③ 審査申請(申請者→兵庫県)
- ④ 申請書類の形式審査、受付、手数料納入の指示(兵庫県)
- ⑤ 審査申請手数料の納付、電子納付番号を連絡(申請者)
- ⑥ 手数料の納付確認後、申請書類の審査(兵庫県)
- (⑦ 申請書類の不備等による補正指導(兵庫県→申請者))
- ⑧ 経営規模等評価等結果通知書の送付(書面又は電子証明書)

※ 申請の受付(申請日)から結果の通知までの標準的な処理期間は、書類申請と同様の概ね1か月(受付月の翌月下旬)です。

ただし、申請内容の不備や補正等に要する期間は含まれません。

#### 4 申請手数料(書面申請と同額)

##### (1) 建設業許可

申 請 区 分			許可手 数料	
			知事許	
1	新 規	現在、どの許可行政庁からも建設業の許可を受けていない者が、新たに許可を受けようとする場合	般のみ、特のみ	9万円
			般+特	18万円
2	許可換 新 規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合 ・他都道府県知事許可から兵庫県知事許可へ ・兵庫県知事許可から大臣許可へ ・大臣許可から兵庫県知事許可へ	般のみ、特のみ	9万円
			般+特	18万円
3	般・特 新 規	・現在一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・現在特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合(ただし、特定のみ業者がすべての許可を一般にする場合は「般・特新規」ではなく「新規」となる。)	般のみ、特のみ	9万円
4	業 種 追 加	・現在一般建設業の許可業者が他の業種の一般建設業の許可を追加して申請する場合 ・現在特定建設業の許可業者が他の業種の特定建設業の許可を追加して申請する場合	般のみ、特のみ	5万円
			般+特	10万円
5	更 新	既に受けている建設業の許可をそのままの要件で引き続き申請する場合	般のみ、特のみ	5万円
			般+特	10万円
6	般・特新 規+業種 追加	上記3と4の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の追加	14万円
			般の新規+特の追加	14万円
7	般・特 新規+ 更新	上記3と5の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の更新	14万円
			般の新規+特の更新	14万円
8	業 種 追加+ 更 新	上記4と5の申請を同時に申請する場合	般の追加+般の更新	10万円
			般の追加+特の更新	10万円
			特の追加+般の更新	10万円
			特の追加+特の更新	10万円
			般の追加+般の更新+特の更新	15万円
			般の追加+特の追加+般の更新	15万円

			般の追加+特の追加+特の更新	15万円
			特の追加+般の更新+特の更新	15万円
			般の追加+特の追加+般の更新+特の更新	20万円
9	般・特新規+業種追加+更新	上記3と4と5の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の追加+般の更新	19万円
			般の新規+特の追加+特の更新	19万円

(2) 経営事項審査

区分 申請業種数	経営規模等評価手数料				総合評定値通知手数料				合計			
	(8,100円+2,300円×業種数)				(400円+200円×業種数)							
1業種	10,400	円			600	円			11,000	円		
2業種	12,700	円			800	円			13,500	円		
3業種	15,000	円			1,000	円			16,000	円		
4業種	17,300	円			1,200	円			18,500	円		
5業種	19,600	円			1,400	円			21,000	円		
6業種	21,900	円			1,600	円			23,500	円		
7業種	24,200	円			1,800	円			26,000	円		
8業種	26,500	円			2,000	円			28,500	円		
9業種	28,800	円			2,200	円			31,000	円		
10業種	31,100	円			2,400	円			33,500	円		
11業種	33,400	円			2,600	円			36,000	円		
12業種	35,700	円			2,800	円			38,500	円		
13業種	38,000	円			3,000	円			41,000	円		
14業種	40,300	円			3,200	円			43,500	円		
15業種	42,600	円			3,400	円			46,000	円		
16業種	44,900	円			3,600	円			48,500	円		
17業種	47,200	円			3,800	円			51,000	円		
18業種	49,500	円			4,000	円			53,500	円		
19業種	51,800	円			4,200	円			56,000	円		
20業種	54,100	円			4,400	円			58,500	円		
21業種	56,400	円			4,600	円			61,000	円		
22業種	58,700	円			4,800	円			63,500	円		
23業種	61,000	円			5,000	円			66,000	円		
24業種	63,300	円			5,200	円			68,500	円		
25業種	65,600	円			5,400	円			71,000	円		
26業種	67,900	円			5,600	円			73,500	円		
27業種	70,200	円			5,800	円			76,000	円		
28業種	72,500	円			6,000	円			78,500	円		
29業種	74,800	円			6,200	円			81,000	円		

### (3) 電子申請による手数料の納付方法

- ① 電子申請による手数料の納付は「兵庫県電子納付システム」での納付に限定します。(書面申請時の手数料納付方法である「兵庫県証紙」による納付は、電子申請時には利用できません。)
- ② 電子申請システム申請時に手数料を納付する際には、「納付サイトへ」という表示をクリックし、リンク先の「兵庫県電子納付システム」で納付してください。
- ③ 納付手続完了後、送付される「納付申込完了メール」に記載の「電子納付番号」を所管土木事務所へお知らせください。
- ④ 手数料の納付確認後、審査開始となります。
- ⑤ 経営事項審査の手数料（経営規模等審査手数料＋総合評定値通知手数料の合計額）は申請業種数によって額が異なります。業種手数料ごとの手数料総額を十分に確認の上、納付をお願いします。

## 5 申請の取り下げ

電子申請した後に申請者の都合により申請の取り下げをしようとする場合は、電子申請システムにより取り下げを行ってください。この場合は、納付後の手数料は還付できません。

## 6 厳正な審査の実施

建設業許可申請、経営規模等評価申請書に虚偽の入力をして電子申請した場合も、建設業法に基づく処分の対象になります。

また、兵庫県が必要と認めて報告や資料の提出を求めた場合に、その拒否や虚偽の申告をした場合も同様に処分の対象になります。

## 7 申請内容、確認書類などに関するお問い合わせ先

主たる営業所を所管する土木事務所へお問い合わせください。

区分	各土木事務所	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
兵庫県 知事 許可	神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-737- 2194 2195	神戸市
	西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛（はぜ）塚町 2-28	0798-39- 1543 1545	尼崎市、西宮市、芦屋市
	宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83- 3213 3193	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
	加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天 神木 97-1	079-421- 9231 9405	明石市、加古川市、高砂 市、稲美町、播磨町
	加東土木事務所 まちづくり 建築課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42- 9408 9409	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281- 9566 9562	姫路市、市川町、福崎町、 神河町、相生市、たつの 市、赤穂市、宍粟市、上 郡町、太子町、佐用町
	豊岡土木事務所 まちづくり 建築第1課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26- 3756	豊岡市、香美町、新温泉 町、養父市、朝来市
	丹波土木事務所 まちづくり 建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73- 3862 3863	丹波篠山市、丹波市
洲本土木事務所 まちづくり 建築課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26- 3246 3247	洲本市、淡路市、南あわ じ市	

※なお、電子申請システムへの入力等については、土木事務所ではお答えできませんので、下記までお問い合わせください。

## 9 電子申請システムの入力などのお問い合わせ先

入力方法などシステムに関しては、ヘルプデスクへお問い合わせください。

<システムヘルプデスク> 電話：0570-033-730（ナビダイヤル）